

医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン

令和5年（2023年）4月

秋田県横手市

はじめに

近年、医療技術の進歩に伴い、日常生活の上で、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な子ども（以下、「医療的ケア児」という。）の数は年々増加しています。

令和3年9月18日には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）」が施行され、地方公共団体は医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を、また、保育所等は在園する医療的ケア児に対し適切な支援を行う責務を有すると明記されました。

医療的ケア児が日常生活を営むためには、日常的な医療的ケアと医療機器による支援が必要であり、安心して必要な支援を受けるためには、医療、保健、福祉をはじめとした関係機関が緊密に連携していくことが求められています。

さらに、医療的ケア児に、教育・保育施設等（以下「保育所等」という。）で医療的ケアを提供する場合、医療的ケア児への医療的ケアの安全な実施と、保育中の体調変化に対して保育所等全職員による見守りや気付き、緊急時における迅速な対応等が必要です。

そのために、保育所等では、医療的ケア児を受け入れる上での留意点や、医療的ケア児の体調が変化したときの緊急対応等を定めたマニュアルの整備、医療的ケア児の障害の内容について保育所等の全職員が理解するための研修の開催や、保護者・主治医・施設等の中で緊密な連携が取れる体制の整備等、様々な準備が求められます。

また、保育所等が提供する医療的ケアや保育の内容は、医療的ケア児の発達に合わせ、その支援の内容も見直しを図り実践していくことも必要です。

そこで、保育所等において医療的ケア児を保育するにあたっての基本的な考え方や医療的ケア児の保護者が保育所等の利用を申し込む場合に必要となる手続き、保護者・保育所等が留意すべき点等についてまとめた「医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン」を策定しました。

このガイドラインに基づき、保育所等での医療的ケア児の円滑な受け入れが図られるよう関係機関と連携して対応してまいります。

目次

第1	基本的事項	1 ページ
1	ガイドラインの趣旨・目的	
2	保育所等への入所要件	
3	医療的ケアの内容	
4	対象児童	
第2	利用開始までの手続き	2 ページ
1	保護者からの事前相談	
2	医療的ケアの実施申込み	
3	医療的ケアの実施の可能性を検討	
4	医療的ケアの実施の結果を通知	
5	入所の申し込み	
6	入所承諾の通知	
7	医療的ケア指示書の提出	
8	入所施設との調整・面談	
9	支援計画の作成	
10	利用開始	
第3	医療的ケア児の入所後の継続等について	4 ページ
1	医療的ケアの継続審査	
2	入所後における医療的ケアの内容変更	
3	保育所等の長期欠席	
第4	実施保育所等での医療的ケア実施体制及び対応	5 ページ
1	保育方針に基づく医療的ケア児への対応	
2	医療的ケアの実施者	
3	医療的ケアの安全実施体制について	
4	緊急時の対応	
5	職員の研修	
第5	保護者の了承事項	7 ページ
1	医療的ケアの実施について	
2	慣らし保育について	
3	体調管理及び保育の利用中止等	
4	緊急時及び災害時の対応等	
5	退所等	
6	情報の共有等	
7	その他	

【参考】様式集

第1 基本的事項

1 ガイドラインの趣旨・目的

近年、医療技術の進歩に伴い、日常生活の上で医療的ケア児の数は年々増えており、医療的ケア児やその家族が、地域社会の一員として安心して暮らせるように、関係機関が緊密に連携し、一人ひとりの多様なニーズや状況に適した支援体制を充実させることが求められています。

横手市（以下「市」という。）では、医療的ケア児の家庭において、保育が必要な状況にある場合に、適切な保育環境を整え、保育所等が安全に受入れを行うことを目的として、医療的ケア児を保育するにあたっての基本的な考え方や保護者・保育所等が留意すべき点等を示すガイドラインを定めるものです。

2 保育所等への入所要件

保育所等への入所は、次に掲げるすべての要件を満たすことが必要です。

- (1) 保護者の就労等の理由により、保育所等で保育を行うことが必要であると認められること。
- (2) 保育所等における集団保育を実施することが適切であると認められること。
- (3) 保育所等における受入れ体制が整えられていること。
- (4) 日常的に自宅で行っている医療的ケアが確立し、保護者による安定した医療的ケアが行われていること。
- (5) 保護者や主治医の同意のもと、病状や医療的ケアに関する情報を関係機関で十分に共有し連携できること。

3 医療的ケアの内容

医療的ケアとは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいい、次に掲げる内容を基本とします。

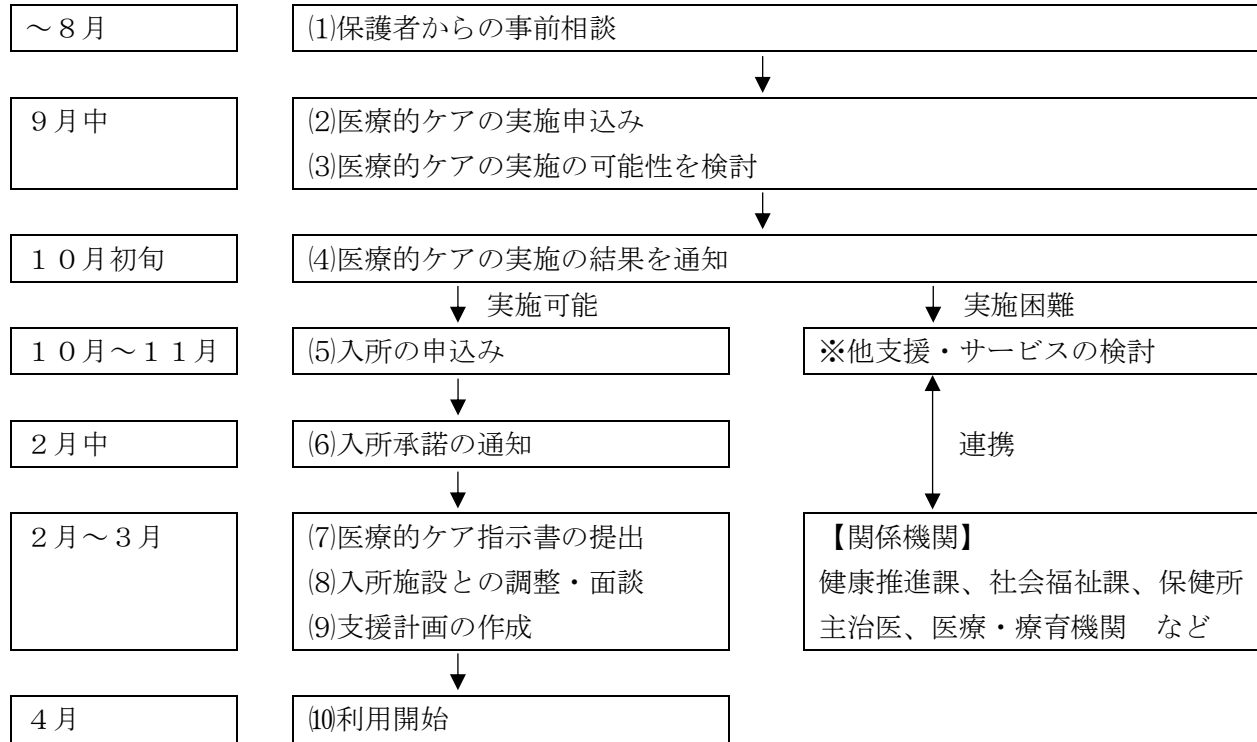
- (1) 呼吸：人工呼吸器、酸素濃縮装置、気管カニューレ、喀痰吸引
- (2) 栄養：経管栄養、中心静脈栄養
- (3) 排泄：ストーマ、導尿
- (4) 市長が実施を認めた医療的ケア等

4 対象児童

主治医が保育所等における集団生活が可能であると判断した医療的ケア児

第2 利用開始までの手続き

医療的ケア児の保育所等の入所までの流れは、次のとおりとします。(4月入所の場合)



1 保護者からの事前相談

- (1) 本ガイドラインに基づいて、受入れの手続きや保育環境、医療的ケアの実施内容等について説明を行います。
- (2) 保育が必要な家庭の状況や医療的ケア児の様子、生活の状況、医療的ケアの内容、保育所等以外の施設の利用希望等の聴き取りを行います。
- (3) 医療的ケアの申込みに必要な書類の説明を行います。

2 医療的ケアの実施申込み

- (1) 保護者は「様式1. 医療的ケア実施申込書」、「様式2. 主治医意見書」、及び「様式3. 医療的ケア児の保育に関する同意書」を提出します。
なお、申込みに必要な書類の作成に係る諸費用は、保護者の負担とします。
- (2) 入所を希望する保育所等での面談を行うための日程を調整します。

3 医療的ケアの実施の可能性を検討

- (1) 入所を希望する保育所等で、保護者及び医療的ケア児と施設長等が面談及び行動観察を実施し、医療的ケアの状況を確認します。
なお、面談については状況に応じ、市の職員が同行します。

- (2) 施設長から「様式4. 医療的ケア実施面談結果通知書」により市に面談結果を通知します。
 - (3) 集団保育の実施や受入れにおける安全管理等について、保護者や主治医の同意のもと、病状や医療的ケアに関する情報を関係機関で十分に協議し、医療的ケアの実施の可否を決定します。
- 4 医療的ケアの実施の結果を通知
保護者に「様式5. 医療的ケア実施可否判定通知書」を送付します。
 - 5 入所の申し込み
保護者は「保育園・認定こども園等利用のしおり」に記載された申請に必要な書類を提出します。
なお、申込みに必要な書類の作成に係る諸費用は、保護者の負担とします。
 - 6 入所承諾の通知
 - (1) 市は「横手市保育所における保育の利用に関する規則」に基づき利用調整を行います。
 - (2) 市が保育所等の利用を承諾する場合は、保護者に「入所承諾通知書」を送付します。
 - 7 医療的ケア指示書の提出
保護者は主治医の記載による「様式6. 医療的ケア指示書」を提出します。
なお、書類の作成に係る諸費用は、保護者の負担とします。
 - 8 入所施設との調整・面談
入所先の保育所等は、「様式6. 医療的ケア指示書」に基づき、保護者及び医療的ケア児と施設長等が面談を行い、実施する医療的ケアの内容や入所に際し必要な事項について確認します。
 - 9 支援計画の作成
 - (1) 入所先の保育所等は、安全な保育を提供するために、個別支援計画や医療的ケア支援計画を作成します。
 - (2) 保護者は必要に応じて、入所先の保育所等が作成した支援計画等を主治医に確認してもらいます。
 - 10 利用開始
 - (1) 入所先の保育所等で作成する重要事項説明書や入園のしおり等に基づき、保育所等の利用を開始します。
 - (2) 保護者は、保育中の医療的ケアに必要となる物品等を入所先の保育所等へ提供し、使用後の物品等については、家庭に持ち帰ります。
また、保護者は事前に物品等の点検や確認を行います。

第3 医療的ケア児の入所後の継続等について

1 医療的ケアの継続審査

(1) 1年度ごとに実施する医療的ケアの継続について、医療的ケア児の健康状態等を勘案し、関係機関に意見を求めます。

なお、必要に応じて主治医や実施保育所等の嘱託医に意見を求めます。

(2) 関係機関の意見を参考に、継続して同一の医療的ケアが必要であると認められた場合に、市は継続して保育を実施します。

2 入所後における医療的ケアの内容変更

(1) 入所後、かつ、1年度ごとの継続審査前において、医療的ケアの内容に変更があった場合は、保護者は改めて「様式1. 医療的ケア実施申込書」、「様式2. 主治医意見書」及び「様式6. 医療的ケア指示書」を提出します。

なお、申込みに必要な書類の作成に係る諸費用は、保護者の負担とします。

(2) 申請書類、医療的ケア児の健康状態等を勘案し、保育所等における保育の継続実施について、関係機関に意見を求めます。

なお、必要に応じて主治医や実施保育所等の嘱託医に意見を求めます。

(3) 市が規定する医療的ケアの内容で医療的ケアが実施される場合は、継続して保育を実施します。

なお、市が規定する医療的ケアの内容以外の医療的ケアが必要になった場合は、原則として退所となります。

(4) 医療的ケアが終了する場合、保護者は「様式2. 主治医意見書」及び「様式7. 医療的ケア終了届」を提出し、通常の保育利用に変更となります。

なお、書類の作成に係る諸費用は、保護者の負担とします。

3 保育所等の長期欠席

(1) 保育所等は、恒常的に保育所等での保育が必要な世帯が利用する施設であることから、病気治療などのやむを得ない理由を除き、自己都合により長期間登所せず、登所日数が著しく少ない月が続いた場合は、原則として退所となります。

ただし、医療的ケア児の健康状態等を十分に考慮します。

(2) 長期欠席の後、登所が可能となった場合は、実施保育所等における集団保育の再実施について、必要に応じて関係機関に意見を求めます。

第4 実施保育所等での医療的ケア実施体制及び対応

- 1 保育方針に基づく医療的ケア児への対応
 - (1) 医療的ケア児の障害及び疾病の状態、医療的ケアの実施状況や生活状況を把握します。
 - (2) 医療的ケアを安全に実施し、快適で健康に過ごせるように保育環境の整備を行います。
 - (3) 医療的ケア児の発達状況を把握し、発達過程と個人差及び障害や疾病に配慮して集団保育を行います。
 - (4) 医療的ケア児に適切な生活課題や遊びを提供します。
 - (5) 登降園時の保護者との引継ぎや定期的な個人面談等により、保護者の気持ちを受け止め、保護者を支えるように努めます。
また、必要があれば関係機関や相談機関等と連携します。

- 2 医療的ケアの実施者
 - (1) 保育中の医療的ケアは基本的に看護師が行います。
なお、原則として医療的ケアを主に行うための看護師は、在園児の健康管理を行っている看護師とは別に配置します。
 - (2) 集団保育における安全確保の観点から、医療行為に該当しない範囲の補助などは、保育士やほかの職員と協力して行います。

- 3 医療的ケアの安全実施体制について
 - (1) 医療的ケア実施に関する情報の共有
 - ① 実施保育所等は、関係機関の意見を参考に、「様式1．医療的ケア実施申込書」、「様式2．主治医意見書」及び「様式6．医療的ケア指示書」の内容を確認し、医療的ケアを実施します。
 - ② 医療的ケアに関する情報は、施設長、保育士、看護師等職員間で共有します。
 - ③ 医療的ケアの実施に当たっては、施設管理者は、医療的ケアの安全実施をマネジメントする体制を構築します。
 - (2) 実施施設関係者の役割
 - ① 医療的ケア児が園内で安全に医療的ケアを受けながら、集団保育の中で快適に過ごせるように、施設長、保育士、看護師、栄養士等の職員、嘱託医及び主治医が連携・協働します。
 - ② 施設長は、医療的ケア児の保育及び医療的ケアの安全実施のマネジメント、職員の育成等を行います。
 - ③ 保育士は、看護師及び保護者と連携して日々、医療的ケア児の健康状態を把握し、集団保育を行い、保育所等での生活状況を保護者に報告します。
 - ④ 看護師は、保育士、栄養士及び保護者と連携して、医療的ケア児の健康状態を把握します。
また、「様式2．主治医意見書」及び「様式6．医療的ケア指示書」に基づき「医療的ケア実施計画書」を作成し、保護者の理解と同意のもと、保育士と相互に協力して安全に医療的ケアを実施します。

なお、医療的ケア児の健康状態と医療的ケアの実施状況について、「医療的ケア実施記録」に記録し、保護者に報告します。

⑤ 栄養士は、医療的ケアの内容に応じて、主治医等の指示書に基づき食事の管理を行います。

⑥ 実施保育所等は、医療的ケア児の個別の状況を十分に踏まえ、健康診断や医療的ケアの内容について嘱託医と情報共有し、必要に応じて助言や指導を受けます。

(3) 衛生管理

① 医療的ケアの実施場所については、衛生状態が保てるよう環境の整備を行います。

② 医療的ケア児が使用する医療的ケアの物品・備品等については、保護者と申し合わせを行い、衛生的に保管・管理します。

(4) 文書管理

医療的ケアの実施に関する「医療的ケア実施計画書」、「医療的ケア実施記録」等の書類は、実施保育所等において必要期間保管します。

4 緊急時の対応

(1) 実施保育所等は、医療的ケア児の健康管理・事故防止のため、主治医及び嘱託医の協力により保育を実施します。

(2) 実施保育所等は、医療的ケア児の体調の急変等の緊急時に備え、保護者の連絡先、かかりつけの医療機関・主治医の連絡先、発作時の対処法などについて、あらかじめ保護者及び主治医から聴き取り、内容をまとめておきます。

なお、必要に応じて関係機関及び消防本部と情報を共有しておきます。

また、緊急時の対応については、事前に保護者に十分に説明し、同意を得ておきます。

(3) 緊急時の対応は、実施保育所等で定めている事故発生時の対応の流れに沿って対応します。

(4) 保護者は、医療的ケア児の体調が悪化した等の理由により、実施保育所等が保育の継続が困難と判断した場合には、実施保育所等からの連絡により、利用時間の途中であっても医療的ケア児を引取ります。

なお、病院搬送時には病院に直行します。

5 職員の研修

実施保育所等は、医療的ケア児の発達過程や疾病の状況を踏まえ、安全かつ適切に医療的ケアを提供するために、医療的ケア児に関わる可能性がある職員が必要な知識や技術を身につけられるよう、研修等の機会確保に努めます。

第5 保護者の了承事項

次の事項について、保護者に了承を得た上で、保育所等の入所を決定します。

1 医療的ケアの実施について

- (1) あらかじめ、主治医を受診し、保育において医療的ケア児に必要な医療的ケアや緊急時の対応等を記載した「様式2. 主治医意見書」及び「様式6. 医療的ケア指示書」を提出する必要があること。

なお、必要な書類の作成に係る諸費用は、保護者の負担となること。

また、実施保育所等が主治医からの緊急時対応等に関する指導・助言が必要な場合に、実施保育所等の担当者が医療的ケア児の受診に同行し、主治医との相談を行う場合があること。

- (2) 実施保育所等では、関係法令及び主治医の指示書等に基づき、医療的ケア及び緊急時の対応を行うこと。

また、看護師の不在等により、保育所等での医療的ケアが実施できない場合があること。

2 慣らし保育について

医療的ケア児が新しい環境に慣れるとともに、医療的ケアを安全に実施するため、入所後一定の期間、保護者も付き添って短時間からの慣らし保育を行い、保育や医療的ケアの内容を保護者と実施保育所等で確認する必要があること。

なお、慣らし保育の期間及び保育時間については、医療的ケア児の様子や状況、看護師による医療的ケアの習熟等を踏まえて、保護者と実施保育所等と協議し決定すること。

3 体調管理及び保育の利用中止等

- (1) やむを得ない事情により医療行為を行う看護師等が勤務できない場合には、保育の利用ができない場合があること。

- (2) 登所前に健康観察をすること。顔色、動作、食欲、体温等がいつもと違い、体調が悪い時には、保育を利用しないこと。

- (3) 発熱、下痢、嘔吐、けいれん等の体調不良の場合や熱がなくても感染症に感染した疑いがある場合は、保護者に連絡するため、必ず連絡が取れるようにすること。

また、体調不良により、実施保育所等が保育の継続が困難と判断した場合には、利用時間の途中であっても保育の利用を中止し、保護者による医療的ケア児の引取りをお願いすること。

- (4) 集団保育の場では、感染症にかかるリスクが高くなることも予想されるため、実施保育所等内で感染症が一定数以上発症した場合には、実施保育所等からの情報により、保護者が保育を利用するかどうかを判断すること。また、実施保育所等の判断で保育の利用を控えてもらう場合があること。

- (5) 実施保育所等が必要と認める時には、主治医等を受診すること。

なお、その費用は保護者の負担となること。

4 緊急時及び災害時の対応等

(1) 医療的ケア児の症状に急変が生じ、緊急事態と実施保育所等が判断した場合、その他必要な場合には、事前の打ち合わせで取り決めた医療機関等に連絡を行い、必要な措置を講じること。また、保護者へ連絡する前に医療的ケア児を医療機関等に搬送し、受診又は治療が行われることがあること。

なお、それに伴い生じた費用については保護者の負担となること。

(2) 栄養チューブ及び気管カニューレの交換は、保護者の責任のもと、自宅や受診時に行うこと。保育中に栄養チューブ及び気管カニューレ等にトラブルが生じた場合は、保護者及び主治医と事前に対応を協議し、「医療的ケア実施計画」に記載したとおり対応すること。

(3) 医療的ケア児に、てんかん等の既往及び疑いがある場合は、痙攣止めの薬剤を用意すること。

なお、消費期限等の管理及び保管方法は、保護者の責任のもとで行うこと。

(4) 災害時対策として、万が一災害時に保護者等が迎えに来られないことがある可能性を想定し、必要な分の非常食や医薬品を事前に預かっておくこと。

また、医療材料の備蓄や医療機器のバッテリーの確保等に関して、保護者及び主治医と確認しておくこと。

5 退所等

(1) 医療的ケア児の状態の変化等により、市が規定する医療的ケアの内容以外の医療的ケアが必要となった場合は、原則として退所となること。

(2) 実施保育所等の人員、施設又は設備の状況により、医療的ケア児の受入れができなくなる場合があること。

6 情報の共有等

(1) 医療的ケア児に対して安心安全な保育を提供するために、保護者から提出された申請内容等について関係機関と共有すること。

(2) 医療的ケア児の状況や集団保育を実施する上で必要なことは、プライバシーに配慮しながら、他の児童やその保護者と共有する場合があること。

7 その他

「第5 保護者の了承事項」の1～6のほか、市及び実施保育所等との間で取り決めた事項を順守すること。

【参考】様式集

様式1．医療的ケア実施申込書

様式2．主治医意見書

様式3．医療的ケア児の保育に関する同意書

様式4．医療的ケア実施面談結果通知書

様式5．医療的ケア実施可否判定通知書

様式6．医療的ケア指示書

様式7．医療的ケア終了届

様式1

医療的ケア実施申込書

1 医療的ケアの実施を申込み児童

児童 氏名		男・女	生年 月日	年 月 日（ 歳）
現住所				

2 医療的ケアの実施を申込み児童の家族

保護者	ふりがな 氏名	続柄	生年月日	勤務先
連絡先		緊急 連絡先		

同居者	ふりがな 氏名	続柄	生年月日	勤務先・学校名

3 希望する保育所等

第一希望	
第二希望	

4 保育所等に依頼する医療的ケアの内容及び方法

医療的ケア内容 (該当するケアの内容に○を記入してください。)	保育所等に依頼する医療的ケアの方法
人工呼吸器・酸素濃縮装置	
吸引 気管カニューレ内・口腔・鼻腔	
経管栄養 経鼻経管・胃ろう・腸ろう	
中心静脈栄養	
ストーマ・導尿	
その他	

5 主治医意見書（様式2）

横手市長 様

上記の医療的ケアについて、保育所等での実施を申し込みます。

年 月 日

児童氏名

保護者氏名

様式2

主治医意見書

児童 氏名		男・女	生年 月日	年 月 日(歳)
身長	c m		体重	k g
現住所				
診断名				
主症状				
既往歴				
治療内容 治療期間 臨床経過 その他				
定期受診	月 ・ 週 ごと			
服薬状況	<input type="checkbox"/> 有 ※処方箋添付可 (内容) <input type="checkbox"/> 無			
必要な医 療的ケア	<input type="checkbox"/> 人工呼吸器・酸素濃縮装置 <input type="checkbox"/> 吸引(気管カニューレ内、口腔、鼻腔) <input type="checkbox"/> 経管栄養(経鼻経管、胃ろう、腸ろう) <input type="checkbox"/> 中心静脈栄養 <input type="checkbox"/> ストーマ・導尿 <input type="checkbox"/> その他 ()			
予想され る緊急時 の状況及 び対応				

医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン（横手市）

保育所等 における 集団保育 及び生活	<input type="checkbox"/> 望ましい (理由) <input type="checkbox"/> 望ましくない (理由)	
保育所等 での活動 の制限	活動の制限 <input type="checkbox"/> 制限あり <input type="checkbox"/> 制限なし (内容)	
日常生活 の注意・ 配慮事項	項目	内容
	食事	
	排泄	
	移動	
その他		

年 月 日

医療機関名

住所

電話番号

医師名

様式3

医療的ケア児の保育に関する同意書

項番	確認事項
(1)	「横手市医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン」を確認し、「第5 保護者の了承事項」の内容を理解し、すべて了承します。
(2)	やむを得ない事情により医療行為を行う看護師等が勤務できない場合には、保育の利用ができない場合があることを了承します。
(3)	実施保育所等内で、感染症が一定数以上発症した場合、保育の利用の判断は保護者の責任で行います。また、実施保育所等の判断で保育利用を控えてもらう場合があることを了承します。
(4)	実施保育所等が必要と認める時には、保護者の費用負担により主治医等を受診することを了承します。
(5)	医療的ケア児の症状に急変が生じ、緊急事態と実施保育所等が判断した場合、保護者へ連絡する前に医療的ケア児を医療機関等に搬送し、受診又は治療が行われることがあり、それに伴い生じた費用については保護者の負担となることを了承します。
(6)	栄養チューブ及び気管カニューレの交換は、保護者の責任のもと、自宅や受診時に行います。
(7)	災害時対策として、万が一災害時に保護者等が迎えに来られないことがある可能性を想定し、必要な分の非常食や医薬品を登園時に持参します。
(8)	医療的ケア児の状態の変化等により、市が規定する医療的ケアの内容以外の医療的ケアが必要となった場合は、原則として退所となることを了承します。
(9)	実施保育所等の人員、施設又は設備の状況により、医療的ケア児の受入れができなくなる場合があることを了承します。
(10)	医療的ケア児に対して安心安全な保育を提供するために、保護者から提出された申請内容等について関係機関と共有することを了承します。
(11)	医療的ケア児の状況や集団保育を実施する上で必要なことは、他の児童やその保護者と共有する場合があることを了承します。
(12)	(1)から(11)のほか、市及び実施保育所等との間で取り決めた事項を遵守します。

横手市長 様

上記の医療的ケア児の保育に関する確認事項について、同意しました。

年 月 日

保護者署名

様式4

年 月 日

横手市長 様

施設長

医療的ケア実施面談結果通知書

保護者及び医療的ケア児と面談及び行動観察を実施し、医療的ケアの状況を確認した結果、下記のとおり判断しましたので通知します。

記

児童 氏名		男・女	生年 月日	年 月 日(歳)
面談日	年 月 日			
面談 結果	(1)対象児童の医療的ケアの実施について <p style="text-align: center;">可 ・ 不 可</p> (理由) ※不可の場合は記入すること。			
	(2)対象児童の受入れについて <p style="text-align: center;">可 ・ 不 可</p> (理由) ※不可の場合は記入すること。			
特記 事項				

様式5

年 月 日

保護者 様

横手市長

医療的ケア実施可否判断通知書

保育所等における医療的ケア実施の申込みについて、協議の結果、下記のとおり判断しましたので通知します。

記

児童 氏名		男・女	生年 月日	年 月 日（ 歳）
協議 結果	対象児童の医療的ケアについては、以下の保育所等において実施が可能です。 保育所等名：			
特記 事項	保育利用を希望される場合は、 年 月 日までに、「保育園・認定こども園等利用のしおり」に記載された申請に必要な書類を揃え、申込みを行ってください。			
備考				

様式5

年 月 日

保護者 様

横手市長

医療的ケア実施可否判断通知書

保育所等における医療的ケア実施の申込みについて、協議の結果、下記のとおり判断しましたので通知します。

記

児童 氏名		男・女	生年 月日	年 月 日（ 歳）
協議 結果	対象児童の医療的ケアについては、保育所等において実施できません。			
理由	対象児童の医療的ケアについて、病状や医療的ケアの内容を関係機関で十分に協議した結果、現時点では集団保育の実施は困難と判断します。			

様式6

医療的ケア指示書

医療的ケアについて、下記のとおり指示いたします。

児童 氏名		男・女	生年 月日	年 月 日（ 歳）
現住所				
診断名				
主症状				
既往歴				
治療内容 治療期間 臨床経過 その他				
必要な医療的ケア	<input type="checkbox"/> 人工呼吸器・酸素凝縮装置 <input type="checkbox"/> 吸引（気管カニューレ内、口腔、鼻腔） <input type="checkbox"/> 経管栄養（経鼻経管、胃ろう、腸ろう） <input type="checkbox"/> 中心静脈栄養 <input type="checkbox"/> ストーマ・導尿 <input type="checkbox"/> その他 （ ）			
指示内容				

医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン（横手市）

配慮事項	項目	内容
	食事	
	排泄	
	移動	
	その他	
特記事項		
緊急時の対応		
活動の制限等		

年 月 日

医療機関名

住所

電話番号

医師名

様式7

医療的ケア終了届

このことについて、対象児童に対して、保育所等における医療的ケアの実施が必要なくなりましたので、保育所等における医療的ケアを終了することを届け出ます。

1 対象児童

施設名				
児童 氏名		男・女	生年 月日	年 月 日(歳)
現住所				
連絡先		緊急 連絡先		

2 主治医意見書（様式2）

横手市長 様

年 月 日

保護者署名
